

計 画 期 間

令和7年度～令和12年度

埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和8年3月

埼玉県

目次

I	埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画とは	1
II	埼玉県における酪農及び肉用牛生産の現状と課題	1
III	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	1
1	持続可能な酪農・肉用牛生産	1
2	県産飼料の生産・利用	3
3	担い手の確保と経営力の向上	4
4	労働力不足への対応	4
5	家畜衛生対策の充実・強化	5
6	安全確保の取組の推進	5
7	アニマルウェルフェアの推進	6
8	環境と調和のとれた畜産経営	7
9	自然災害に強い畜産経営の確立	7
10	暑熱対策の推進	8
11	経営安定対策等の着実な運用	8
12	消費者の理解醸成	8
IV	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	10
1	生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	10
2	肉用牛の飼養頭数の目標	10
V	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	11
1	酪農経営方式	11
2	肉用牛経営方式	12
VI	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	15
1	乳牛	15
2	肉用牛	16
VII	飼料の自給度の向上に関する事項	17
1	飼料作物の作付面積等の目標	17
2	具体的取組	17
VIII	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	18
1	集送乳の合理化	18
2	乳業の合理化等	18
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	19

I 埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画とは

本計画は、埼玉県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 に基づき策定するものであり、令和 7 年度（2025 年度）から令和 12 年度（2030 年度）を計画期間とする。

II 埼玉県における酪農及び肉用牛生産の現状と課題

本県の畜産は、令和 5 年（2023 年）には県内農業産出額の 17.1%（280 億円）を占め、野菜、米に続く基幹部門となっている。畜産部門のうち酪農及び肉用牛生産は、畜産部門農業産出額の 38.5%（108 億円）を占めている。

本県における酪農経営は、令和 5 年度（2023 年度）時点で 131 戸、経産牛飼養頭数 4,520 頭であり、それぞれ 5 年間で 30.3%、26.2%減少している。これは、高齢化や後継者不在を理由とした離農や比較的労働負担の低い肉用牛生産への経営転換によるものが多い。一方、1 戸当たり平均飼養頭数は平成 30 年度（2018 年度）の 44.9 頭に対し、令和 5 年度（2023 年度）は 48.5 頭と増加傾向にあり、小規模農家を中心に廃業していることが伺える。

年間生乳生産量は、令和 5 年度（2023 年度）時点で 39,719 t であり、5 年間で 23.9%減少しているが、1 頭当たり年間生乳生産量は 5 年間で 3%増加している。また、飼育頭数が県の平均飼養頭数以下の農家が戸数で約 67%、生乳生産量で約 36%を占めており、中小規模の家族経営が生産基盤を支えている。

肉用牛生産のうち肉専用種繁殖経営は、令和 5 年度（2023 年度）時点で 52 戸、繁殖雌牛飼養頭数 2,360 頭であり、5 年間で戸数は 35.8%減少しているものの、飼養頭数は 35.6%増加している。これは、小規模農家の減少や、一貫経営での規模拡大の影響が考えられる。肉専用種・乳用種・交雑種肥育経営は、令和 5 年度（2023 年度）時点で 64 戸、肥育牛飼養頭数 13,860 頭であり、5 年間で戸数は 4.9%増加、飼養頭数は 2.7%減少しているが、おおむね横ばいである。

飼料等の生産コストの上昇や高齢化進行による労働力減少、人口減少や物価上昇による消費減退など、酪農及び肉用牛生産を取り巻く状況は厳しい。特に、労働負担の大きい酪農においては、高齢化を理由とした戸数減少が顕著であり、労働力不足がその持続的発展のボトルネックになる可能性がある。加えて、家族経営農家は、労働力の不足のほか、畜舎の拡大が困難である等の理由から規模拡大をせずに経営を継続する傾向があり、このような現場のニーズに対応することも重要である。

持続可能な酪農及び肉用牛生産には、生産基盤の強化や需要に応じた生産・供給体制の構築、次世代継承に向けた持続的な発展が欠かせない。そのためには、県・生産者・関係団体・事業者が連携して、計画的な増頭・増産、優良家畜の確保、担い手・後継者の育成・確保、スマート農業技術の活用促進、最適な生乳流通体制の構築や災害等に強い畜産経営の確立等、現場の実情に合わせた多面的な取組を進める必要がある。

III 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 持続可能な酪農・肉用牛生産

ア 持続可能な酪農

前段のとおり、本県の酪農家戸数は高齢化や後継者不在により、5 年間で約 30%減

少している。酪農家戸数の急激な減少を抑えるためには、酪農経営を安定させることが重要である。酪農経営の安定のためには、大幅な規模拡大が困難な本県では特に、生乳1kg当たりの収支の向上が必要である。経営資源に見合った規模を選択したり、生乳1kg当たりの収支を最大化した結果、規模が縮小したとしても、高い収益力を持った酪農家により地域が支えられることが中長期的に酪農家戸数の急激な減少の抑制にも資する。

このため、地域における酪農家戸数の動向や、これに伴う生乳生産の実態を把握し、生乳需給と経営の持続可能性を考慮した生産基盤の維持・強化を図るための支援を講じる。また、乳用牛の死亡、低能力、繁殖障害等を理由とした平均除籍産次数は年々低下傾向で推移していることを踏まえ、長命連産性に優れた強健な乳用牛群への転換や適切な飼養管理による分娩事故の抑制などを通じて生涯生産性を高める。

このほか、飼養管理技術の向上、本県の飼養環境に適した乳用牛の改良等の課題に引き続き具体的に取り組み、生産コストの削減と酪農経営の改善を図る。生産者の総合的な経営力を高めるため、自らの経営を分析し、改善を図る取組を促進し、頭数や乳量といった簡易な指標だけでなく、着実な経営計画の下で所得を得られる多様な経営体が増えるよう、関係団体と連携し、牛群検定への加入促進や、需給状況や飼料生産に関する情報など、経営の分析や計画に資する情報の発信に努める。

さらに、人口減少により需要の減少が見込まれることから、関係者と目線を合わせながら消費者の理解醸成や需要喚起対策を拡大することも必要である。

そのため、生産者においては、高品質な生乳生産と生産基盤拡大等による生産性向上を、乳業者においては乳製品製造に必要な設備投資及び商品開発並びに消費者ニーズに即した牛乳・乳製品の安定供給を図っていく。

また、酪農家自らが付加価値を高めた牛乳・乳製品の開発・製造販売に取り組むことも酪農経営の所得向上という観点からも有効であることから、県は酪農家自らによる付加価値を高めた牛乳・乳製品の開発、製造販売等の取組を支援する。

このほか、関係団体と連携しながら、需要の拡大方策の検討に努める。加えて、関係団体は、生乳や国内外の牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析を行い、関係者に対して緊密な情報共有を行う。

イ 持続可能な肉用牛生産

繁殖雌牛頭数が増加する中、和牛の枝肉卸売価格は軟調に推移するとともに、飼料価格の高止まり等による生産コストの増加に伴い、肥育経営における子牛の購買意欲が減退したこと等から、子牛価格（黒毛和種）も令和4年度以降下落傾向で推移している。肉用牛経営における所得確保は、飼料費を始めとする生産コストの削減に加え、自らの経営状況を把握し、適切な飼養管理を行うなど生産者の経営力の向上が不可欠である。

繁殖経営における牛群の能力向上を図るため、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質等に優れた若い繁殖雌牛への更新を進める。また、和牛の遺伝資源の流通に関しては、和牛が畜産関係者の長年の努力により築き上げられた我が国固有の財産であり、その不適正な流通は、我が国の肉用牛振興に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、引き続き和牛遺伝資源の適切な流通管理の徹底や知的財産的価値の保護強化に取り組む。

生産コストの増加や労働力不足に対応し、牛肉の低コスト生産を実現するため、繁殖経営では、分娩間隔の短縮等に有効な発情発見装置や分娩事故抑制に効果のある分娩監視装置などのスマート農業技術の活用、放牧の更なる活用、土地、労働力等の経営資源に見合った生産規模等を実現する。和牛、交雑種、乳用種の肥育経営では、地域内での利用率の向上や効率的な流通を促し国産稲わらの利用拡大を図る必要がある。このため、これらの経営資源の状況を踏まえた生産基盤の維持・強化を図るための支援を講じる。さらに、生産コストの低減や収益性の確保に向け、スマート農業技術の活用を進める。

また、国内の牛肉の消費者ニーズは、脂肪交雑の多い霜降りから適度な脂肪交雑や赤身肉など多様化している一方、近年、生産者・関係者による改良努力の結果、和牛の脂肪交雑の改良は飛躍的に進展し、令和5年度（2023年度）の本県における和牛去勢の格付割合は、5等級が約61.5%、4等級が約27.5%であり、4等級以上の割合は全体のおよそ9割で、ほぼ全国平均並みとなっている。和牛肉の脂肪交雑の多さは外国産牛肉と差別化できる強みであり、今後も脂肪交雑の多い牛肉を好む傾向は継続すると見込まれる。このため、和牛特有の脂肪交雑の強みは残しつつ、オレイン酸等の脂肪交雑以外の食味に関連した形質に着目した改良等を進め、脂肪交雑と食味のバランスを重視した牛肉の価値の発信に関し、生産・流通の関係者が一体となり取り組む必要がある。さらに、消費者ニーズを捉えつつ、早期出荷を飼養管理や肥育形態の選択肢の一つとして推進し、収益性や安定した品質を確保するためにも、科学的根拠のあるデータに基づき生産・流通の関係者の認知度向上や理解醸成を図る。

肉用牛経営における更なる所得確保は、生産者が自らの経営を分析し、改善に取り組むことが重要であることから、畜産コンサルタント等による経営指導の普及・定着を図る。

2 県産飼料の生産・利用

持続可能な酪農及び肉用牛生産には、生産コストの多くを占める飼料費の削減が不可欠である。しかし、都府県では、効率的に飼料を生産できる農地の確保は難しい状況にある。限られた農地や労働力を有効に活用しつつ、生産性を向上させ、地域の実情に応じた県産飼料の生産・利用の拡大を図るために、畜産農家が必要とする飼料の種類や数量、品質等の情報を提供するなど畜産農家から耕種農家に働きかけ、県産飼料の作付拡大を推進する。

また、飼料生産の重要な担い手として期待されている飼料生産組織について、作業機械の導入などの運営強化を推進する。

さらに、労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した青刈りとうもろこし、牧草、WCS用稲、子実とうもろこし及びソルゴー等の飼料作物の作付拡大、耕畜連携や畜産物の付加価値の向上等にも資する飼料用穀物、WCS用稲、稲わら及び食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用、耕畜連携による安定的な量や質の確保、販売時の品質表示、効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大を図り、畜産農家のニーズに合った品質・数量の飼料の生産・利用を推進する。

加えて、放牧は飼料費の低減による収益性の向上のほか、適度な運動による受胎率の改善、肢蹄の強化など、牛の生産性の向上に寄与することも期待され、飼養管理の省力

化や条件不利地の活用のために有効な手段であることから、周辺住民の理解醸成や、施設・機械の導入などによる秩父高原牧場の機能強化を通じて、放牧の活用を推進する。

今後、想定される様々な環境変化に適切に対応し、これらの取組を総合的に推進することで、県産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を促す。

3 担い手の確保と経営力の向上

県内における酪農及び肉用牛生産における農業従事者は、60歳以上が大半を占めており、今後さらに農家戸数の減少が進行する見込みであることから、就農、省力化の推進、ヘルパー利用組合等の外部支援組織の機能強化を総合的に支援することが必要である。

酪農及び肉用牛生産に新規就農するには、飼料生産のための農地の取得、畜舎・堆肥舎等の施設の整備、家畜の導入等に多額の初期投資が必要となる。これらの投資負担を軽減するため、就農希望者等に対する各種支援対策や離農農場等の既存施設を改修し新規就農者に貸し付ける取組等を推進する。

また、就農前後の継続した研修や経営・営農指導により技術・知識の習得・向上を図ることが就農者の経営安定につながるため、こういった観点からも、自治体や地域の農業組織によるサポートが重要である。

加えて、ヘルパーは、新規就農（雇用就農を含む。）において知識や技術の習得の場となるほか、地域の畜産農家と関係構築を可能とし、就農後も相談できる環境が得られるため、新規就農支援の観点からヘルパー制度を機能強化することも重要である。こうした制度や取組、サポートを広く積極的に周知・広報することで、就農を目指す者のすそ野を広げることも必要である。

さらに、スマート農業技術の活用と併せて、ICT 機器等から得られるデータや経営の中で得られる様々なデータを高度な経営判断に効果的に活用し、所得の確保につなげるため、民間事業者によるデータ活用サービス、家畜診療所等獣医組織による生産獣医療サービス等の利用を促進する。

4 労働力不足への対応

国内の酪農及び肉用牛経営における労働時間は、1頭当たり年間平均労働時間は横ばい・減少傾向にあるものの、規模拡大等を背景に、1人当たり年間平均労働時間は増加傾向で推移し、人手不足が深刻化している。外部支援組織でも高齢化や新規採用者の早期離職による人材不足が課題であることから、人材の確保・育成、定着の取組が必要である。

特に家族経営における休日の確保や傷病時の経営継続に不可欠なヘルパーは、農家戸数が減少する中、その制度の維持・強化を図るため、ヘルパー利用組合の運営改善や広域化等による組織強化を促進する必要がある。ヘルパーの人材確保のためには、賃金、休日、保険、福利厚生等、他業界に比べて遜色のない雇用条件の整備だけでなく、技術や経験に応じた昇給・昇進制度や農家とヘルパー間の円滑なコミュニケーションによる働きやすい環境の整備も重要である。

労働力不足への対応として、労働負担の軽減、生産性の向上を図るため、費用対効果を十分に検討した上で、スマート農業技術の導入を促進する。外国人材については、令和6年6月に公布された「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）等の

一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることから、その活用を支援する。

5 家畜衛生対策の充実・強化

ア 農場における防疫対策の徹底

家畜の伝染性疾病や生産性を阻害する慢性疾病の発生予防のためには、飼養衛生管理の徹底が重要である。このため、これまでの発生事例の検証や専門家による研究等で得られた知見やデータを基に、発生予防に必要なポイントに重きをおいた飼養衛生管理の点検、農家への適切な情報発信を行う必要がある。

県は、臨床獣医師や関係団体と連携して、検査、ワクチン接種及び淘汰等の取組を推進し、生産性向上を図るため農場指導に取り組む。

また、万が一の県内での特定家畜伝染病の発生に備え、早期の通報等による迅速な摘発、迅速かつ適切なまん延防止措置を進めるための準備等について、農家や関係団体と一体となって推進する。

さらに、疾病が発生した際に、発生農家が速やかに経営を再開し、持続的な生産が可能となるよう、家畜防疫互助事業への参加を促進し、適切な支援に取り組む。

イ 獣医療提供体制の整備

アジア地域における口蹄疫の近年の継続的発生や、国内におけるランピースキン病の発生や安全な食料供給に対する関心の高まりなど、産業動物における獣医療を取り巻く状況は著しく変化している。産業動物臨床を行う獣医師は地域における家畜の診療等を担うだけでなく、繁殖技術指導など獣医師の専門知識・技術を活用した生産獣医療を提供し、酪農及び肉用牛生産をはじめとした畜産経営に不可欠な存在である。また、特定家畜伝染病の発生を踏まえ家畜衛生分野における獣医師の役割も重要度を増している。

しかしながら、獣医系大学の卒業生の多くが小動物分野等に就職していることから、県内でも産業動物診療に従事する獣医師は非常に少なく、飼養衛生管理指導等総合的な農場指導を行うことができる専属獣医師を確保している農場は限られている。

今後とも適切な獣医療を受診でき、生産者が畜産業を安心して継続できるよう、インターンシップ制度等の活用により、獣医学生の産業動物分野への業務の理解醸成と就業の動機付けを行い、産業動物診療獣医師や公務員獣医師（家畜防疫員）等を確保するとともに、就業後の各種研修会の開催等により能力向上を図り、獣医療提供体制の整備を推進する。

6 安全確保の取組の推進

ア 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

持続可能性に配慮した生産工程管理である GAP や農場段階での HACCP の実施は、食品安全や家畜衛生の向上だけでなく、生産性や生産効率の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながり、人材の育成にも有効である。消費者に安全な畜産物を安定して供給するため、GAP や農場段階の HACCP の普及・定着を図る。また、県優良生産管理農場認証制度等の周知を通じて、畜産物の安全確保に関する情報発信を積極的に行う。

イ 製造・加工段階での衛生管理の高度化

令和3年6月1日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）が完全施行され、原則として全ての乳業工場や食肉処理場などの食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなった。乳製品工場や、食肉処理施設において施設の老朽化が進む中、消費者に安全な牛乳・乳製品や食肉を供給するとともに、輸出先国の求める衛生管理基準を満たすため、乳業者や食肉事業者は、施設の衛生水準の高度化が課題となっている。

畜産物の輸出拡大を見据えている事業者に対しては、輸出先国の求める衛生管理基準を満たすために、衛生管理の徹底を一層促す。

また、牛乳・乳製品の異味異臭疑い事案の発生を防止するため、乳業者においては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）」に定められた規定の遵守、生乳受入・製品出荷時の風味検査の徹底等、衛生管理の向上に努める。

ウ 薬剤耐性対策の徹底

抗菌薬は、動物の健康を維持し、良質な畜産物を安定供給するために必要であるが、使い過ぎや不適切な抗菌薬の選択等により薬剤耐性菌が増加すると、人や動物の治療が困難となるほか、畜産物の生産にも影響を及ぼす可能性がある。

安全な食品を安定的に生産するためだけでなく、家畜・人・環境の健康を守るワンヘルスの取組の一環として、引き続き、ワクチンの活用を含む飼養衛生管理の向上による感染症予防や抗菌薬の適正使用・慎重使用の取組を推進する。

エ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

畜産物の安全確保のためには飼料・飼料添加物の安全確保も不可欠である。このような中、輸入飼料の調達先の多様化や未利用資源の飼料利用の活発化等もあり、飼料の安全確保上のリスク要因が多様化している。このため、関係機関及び県は、飼料・飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階において、検査・指導等を引き続き実施する。

オ 動物用医薬品に係る安全確保

家畜疾病のコントロールに不可欠である動物用医薬品については、安全で効果の高い製品を生産現場へ供給することが重要である。また、消費者に安全な畜産物を供給するためには、動物用医薬品の適正な使用、畜産物への残留防止等に努める必要がある。県は、獣医師や畜産農家に対して動物用医薬品の使用状況の調査及び指導を実施するとともに、国と連携して、薬事監視員による監視指導を的確に実施する。

7 アニマルウェルフェアの推進

アニマルウェルフェアは、適正な飼養管理を行うことで、家畜のストレスや疾病を減少させ、家畜の本来持つ能力を発揮させる取組であり、畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、国は令和5年7月に国際基準に沿ったアニマルウェルフェアに関する飼養管理指針を発出した。

こうした取組の推進のため、引き続き生産者等に対して指針を周知し、アニマルウェルフェアに関する理解醸成を図る。

8 環境と調和のとれた畜産経営

ア 資源循環型畜産の推進

酪農及び肉用牛生産の持続的かつ循環型の農畜産業を実現するためには、家畜排せつ物の適正な管理と併せて、生産された良質な堆肥を自家ほ場や地域内の耕種農家等のほ場に還元し、そこで飼料等を生産し利用することにより資源循環を確立して環境負荷の低減を図る必要がある。

県は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）」及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」に基づき、適正な管理を徹底するとともに、有用な有機質資源として、土壌還元を基本とした堆肥利用を進める。

このため、循環型農業に取り組む耕種農家や、飼料用稲生産等を通じた耕畜連携の強化や、堆肥供給情報の提供による堆肥の利用拡大を推進する。あわせて、経営の拡大や家畜排せつ物の処理高度化施設の老朽化等に応じて、計画的な補改修や機能強化を推進する。

また、堆肥の供給が過剰な地域もあることから、その更なる利用に向けてペレットや化学肥料との混合等の取組を進めるとともに、関係者が連携した広域流通等の取組を推進する。

一方、県内の畜産経営に起因する苦情は、悪臭や衛生害虫の発生であることが多く、家畜排せつ物の適正管理や畜舎環境の改善による適正な家畜の飼養管理等について、関係機関が連携して指導する。

イ 温室効果ガス（GHG）排出削減対策の推進

我が国の畜産分野における GHG の排出量は乳用牛及び肉用牛で 8 割を占めており、その排出量は、近年飼養頭数の増減に応じて変動し、1 頭当たりの排出量は減少していない。

このため、改良等により生産効率を高め、畜産物当たりの環境負荷を低減する。そのほか、1 頭当たりの GHG 排出量削減に向けた取組の加速化が必要であり、みどりの食料システム法に基づく農業者の認定等を活用しつつ、GHG 排出量を削減するための飼料内容や家畜排せつ物管理方法への変更を推進する。また、秩父高原牧場を活用した放牧の実施などにより、輸入飼料依存度の低減等の取組を進めていく必要がある。

9 自然災害に強い畜産経営の確立

近年、台風や大雨、震災等の大規模災害が頻発しており、酪農及び肉用牛生産に影響を与えている。実際、令和 6 年 1 月 1 日に能登半島地震が発生し、畜産農家における断水や施設損壊、生産物廃棄・家畜被害など甚大な被害が生じた。災害への備えは酪農及び肉用牛生産の持続的な発展にとっても重要である。

災害への備えは、各経営の責務であり、年 1 回発電機を動かすなど最悪の事態を想定したりハーサル・訓練、農場内で災害が発生した場合にとるべき行動の整理、家畜共済や保険の加入、業務継続計画の作成など、各経営で日頃からの備えることが重要であるとともに、地域としても非常用電源の融通等の防災計画を検討しておくことが必要である。県は、災害が発生した際に速やかな情報収集や対策検討を行うための連絡体制の強化を図っていく。

10 暑熱対策の推進

埼玉県は日本で最も暑い県のひとつとして知られている。牛飼養農家の多い県北部に位置する熊谷市では、令和6年の6月から8月に猛暑日を観測した日数が38日となっており、全国153地点のうち5番目に多い日数となっている。夏場の気温が高いことから、高温による家畜のへい死、生産性や繁殖成績の低下、飼料作物の収量や品質の低下などの被害がみられる。県内各観測所で猛暑日を観測する日数が増加しており、暑熱対策は急務である。

暑熱被害の軽減につなげるため、飼育密度の緩和、畜体等への送風や散水・散霧による家畜の体感温度の低下、日除け、断熱材の設置、屋根への消石灰の塗布等による畜舎環境の改善、良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミンやミネラルの追給及び清浄で冷たい水の給与、家畜の健康状態の把握による快適性に配慮した飼養管理を推進する。

また、遺伝的能力評価における暑熱耐性評価や、暑さに強いとされているスリック遺伝子を活用した改良を促進する。ただし、暑熱耐性を意識した改良を行うにあたっては、暑熱耐性と泌乳能力に負の相関が見られることに留意が必要である。

飼料作物については、地域の気象条件を踏まえた適切な草種・品種を選択と、越夏性の高い牧草品種の普及を促進する。

11 経営安定対策等の着実な運用

酪農及び肉用牛生産においては、畜種ごとの特性に応じた経営安定対策が実施されており、これまで「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、牛マルキンの法制化・補填率の引き上げ、加工原料乳生産者補給金における液状乳製品の追加、補給金単価の一本化等、所要の改正等が行われてきた。

また、配合飼料価格安定制度においては、今後、制度の持続可能性を高め、生産者に安定的に補填金を交付するための運用改善が計画されている。

こうしたことも踏まえ、引き続き、飼養規模や経営形態に関わらず、生産者が安心して経営を継続できるよう、これらの経営安定対策の活用を促進する。

12 消費者の理解醸成

国産の畜産物が引き続き消費者に選択され、持続的な畜産物生産を可能とするためには、畜産業が畜産物の供給のみならず、人が食用利用できない牧草等による食料生産を行っていること、飼料・家畜・堆肥という農業における資源循環を形成していること、雇用等を通じた農村の維持・活性化に貢献していることなどの畜産業の意義を消費者が理解することが重要である。

また、生産コストの増大を価格に反映させることが難しいなどの課題については、畜産物の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、適正な価格形成の理解醸成に取り組む必要がある。

さらに、国産飼料の生産・利用、GHG排出削減や有機畜産といった環境負荷低減の取組には、それに伴うコストの負担（生産物への価格転嫁）が必要となるということに理解を得て、高付加価値化・ブランド化を通じた畜産物の生産・消費の拡大を図ることも重要である。

そのため、県は、ホームページや県有施設等における広報・展示や県政出前講座等により、畜産に関する情報発信を引き続き行っていく。加えて、生産者や地域の畜産関係者、生産者団体と連携し、ふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動のほか、学校の花壇に堆肥を使ってもらうなど、地域への貢献、地域活動への参画を通じて、生産現場や畜産物への理解醸成の取組を促進する。

特に、学校給食用牛乳については、児童・生徒の体位・体力の向上に資する牛乳の飲用習慣の定着化だけでなく、児童・生徒の酪農・畜産に対する理解醸成等の機会として重要であり、引き続き、学校給食への安定的な牛乳等の供給を推進する。

IV 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度・2023年度）					目標（令和12年度・2030年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
埼玉県	県全域	頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
		6,360	4,870	4,520	8,787	39,719	4,600	3,500	3,300	9,200	30,500

- (注) 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量。
 2. 「目標」欄は令和12年度の計画数量を、「現在」欄には令和5年度の数値とする。以下、諸表において同じ。
 3. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 4. 現在値は、農林水産省「畜産統計調査」、「牛乳乳製品統計調査」。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度・2023年度）								目標（令和12年度・2030年度）								
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等			
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
埼玉県	県全域	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
		17,400	2,360	8,480	1,160	12,000	1,980	3,400	5,380	16,400	2,400	8,500	1,200	12,100	1,800	2,500	4,300	

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。
 4. 現在値は、農林水産省「畜産統計調査」。

V 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

経営モデル	経営概要					生産性指標														備考			
	経営形態	飼養形態				牛		飼料						人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト		労働		経営				
															生乳1kg当たり費用合計	経産1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費		農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
飼料生産組織の活用により国産飼料を確保し、家族労働力を中心に経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営	家族	頭	つなぎ飼い(パイプラインミルク)	酪農ヘルパー公共牧場	分離給与	ha	kg	産次	kg/10a	ha		%	%	円	時間	時間	万円	万円	万円	万円	万円	県全域	
		45			-	9,500	3.7	イタリアングラス4,000 青刈りとうもろこし5,500 稲WCS2,700	8	コントラクター	稲WCS 青刈りとうもろこし	50	60	102.7	89	4,010 (1,900時間×2人)	6,210	4,580	1,630	820			
飼料生産組織の活用や耕畜連携により国産飼料を確保し、搾乳ロボット等の省力化技術や発情発見・分娩監視装置等のスマート農業技術により労働時間を削減し、少ない農業従事者数で安定した所得を確保する法人経営	法人	130	フリーストール(搾乳ロボット)	公共牧場	分離給与	-	10,000	3.7	混播牧草4,000	18	コントラクター	稲WCS 青刈りとうもろこし	50	60	122.3	47	6,110 (1,800時間×2人)	18,900	16,470	2,440	1,220	県全域	

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

経営モデル	経営概要					生産性指標																備考			
	経営形態	飼養形態				牛				飼料						人									
		飼養頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(うち放牧地)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト		労働		経営				
																	子牛1頭当たり費用合計	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費		農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
頭				ha	か月	か月	か月	kg	kg/10a	ha			%	%	千円	時間	時間	万円	万円	万円	万円				
放牧により省力化を図りつつ、効率的な飼養管理を図る家族経営	家族・複合	繁殖牛30	牛房群飼	—	分離給与	遊休農地(3)	12.5	25.3	8.0	280	イタリアンライグラス4,000	7	コントラクター	—	80	80	429	37	1,134(1,134時間×1人)	1,741	1,235	506	506	県全域	

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

経営モデル	経営概要										生産性指標										備考			
	飼養形態					牛					飼料					人								
	飼養頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働		経営				
				ha	か月	か月	か月	kg	kg	kg/10a	ha		%	%	千円(%)	子牛・肥育牛1頭当たり費用合計	牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得		
家族	肥育牛 200	牛房 群飼	—	分離 給与	—	8.0	27.0	19.0	775	0.86	イタリ アング ラス 4,000	7	コン トラ クタ ー	稲わ ら エコ フィ ード	20.0	20.0	1,169	15	2,113 (1,800×1 人)	15,89 2	14,76 2	1,130	1,130	県 全 域
法人	繁殖牛 150 育成牛 123 肥育牛 250	牛房 群飼	—	TMR 給与	—	7.0	26.0	19.0	775	0.86	イタリ アン ラ イ グ ラ ス 4,000	10	コン トラ クタ ー	稲わ ら エコ フィ ード	40.0	40.0	601	40	6,214 (1,800×2 人)	19,72 5	17,43 8	2,288	1,144	県 全 域

肥育牛の早期出荷による生産コストの低減や牛肉の地域ブランド化等により収益性の向上を図る交雑種・乳用種の育成・肥育を行う家族経営	家族	交雑種 200 (子牛 100) 乳用種 200 (子牛 100)	牛房 群飼	-	分離 給与	-	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	交雑種	混播牧 草 4,000	10	-	-	25	25.0	301	26	2,076 (1,800×1人)	13,628	12,753	875	875	県 全 域
							7.0	24.0	17.0	835	1.05														

VI 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名	①総農家 戸数	②飼養農家 戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養 頭数③/②	
				③総数	うち成牛頭数		
埼玉県	現在 (令和5年度・ 2023年度)	戸 27,588	戸 131	% 0.47	頭 6,360	頭 4,870	頭 48.5
	目標 (令和12年度・ 2030年度)	—	75	—	4,600	3,500	61

- (注) 1. 現在値は、農林水産省「畜産統計調査」。
2. 総農家戸数は、農林水産省「農林業センサス」の販売農家戸数（令和2年2月1日時点）。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大に関する取組

ア 規模拡大のための取組

- ① 法人化を推進する。
- ② 畜産クラスター事業等を活用して、施設整備を推進する。
- ③ スマート農業技術等を活用し、省力化を図る。
- ④ ゲノミック評価等を活用し、高泌乳や長命連産等の特性をもつ家畜の更新・導入を推進する。
- ⑤ 性選別精液・受精卵を活用し、優良な乳用後継牛を確保する。
- ⑥ 酪農ヘルパーや公共牧場を活用し、労働負担等の軽減を図る。
- ⑦ 牛群検定事業及び後代検定事業を活用し、生産性の高い牛群を作る。
- ⑧ 過搾乳の防止や乳用牛の栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、牛舎環境の改善等の取組を推進し、供用期間の延長を図る。

イ 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

- (2) のアの③～⑧の取組を推進する。

ウ ア・イを実現するための地域連携の取組

畜産クラスターの仕組みも活用しつつ、関係機関が連携して、地域での分業化や集約を推進し、労働負担軽減による飼養管理の改善及び労働余力を有効活用した生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図る。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名	① 総農 家数	② 飼養農 家戸数	②/① %	肉用牛飼養頭数								
					総数	肉専用種				乳用種等			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	
肉専用 種繁殖 経営	埼玉 県	現在 (令和5年度・ 2023年度)	戸 27,588	戸 52	% 0.18	頭 2,360	頭 2,360	頭 2,360	頭 0	頭 0	頭 0	頭 0	頭 0
		目標 (令和12年度・ 2030年度)	-	52	-	2,400	2,400	2,400	0	0	0	0	0
肉専用 種肥育 経営	埼玉 県	現在 (令和5年度・ 2023年度)	27,588	34	0.12	9,570	9,640	0	8,480	1,160	0	0	0
		目標 (令和12年度・ 2030年度)	-	20	-	9,700	9,700	0	8,500	1,200	0	0	0
乳用 種・交 雑種肥 育経営	埼玉 県	現在 (令和5年度・ 2023年度)	27,588	30	0.10	5,380	0	0	0	0	5,380	1,980	3,440
		目標 (令和12年度・ 2030年度)	-	30	-	4,300	0	0	0	0	4,300	1,800	2,500

(注) 総農家戸数は、農林水産省「農林業センサス」の販売農家戸数(令和2年2月1日時点)。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する取組

ア 規模拡大のための取組

- ① 法人化を推進する。
- ② 畜産クラスター事業等を活用して、施設整備を推進する。
- ③ スマート農業技術等を活用し省力化、分娩管理システムの導入による分娩事故の防止、牛群管理システムによる分娩間隔の短縮等を図る。
- ④ 地域内の飼料用稲等の利用拡大による飼料費の削減を図る。
- ⑤ ゲノミック評価及び公共牧場の活用により、優良な形質を持った肉用繁殖雌牛や肥育素牛の生産を推進する。
- ⑥ 獣医師や家畜人工授精師と連携し繁殖成績の向上を図る。

イ 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

(2) のアの③～⑥を推進する。

ウ ア・イを実現するための地域連携の取組

畜産クラスターの仕組みも活用しつつ、関係機関が連携して、地域での分業化や集約を推進し、労働負担軽減による飼養管理の改善及び労働余力を有効活用した生産基盤の維持・強化や経営安定の確保を図る。

VII 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在 (令和5年度・2023年度)	目標 (令和12年度・2030年度)
飼料作物の作付面積	1,064ha	1,064ha
飼料作物の生産量	5,000TDN トン	5,000TDN トン

(注) 1. 現在値は、農林水産省「作況調査」。なお、作付面積は、令和5年2月1日現在。
2. 飼料作物の作付面積には飼料用米は含まない。

2 具体的取組

- (1) 耕種農家と畜産農家との連携の推進
- (2) 飼料生産組織の運営強化
- (3) 労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した飼料作物の作付拡大
- (4) 飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- (5) 効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- (6) スマート農業技術の普及
- (7) 放牧の更なる活用や秩父高原牧場の有効活用の推進

Ⅷ 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

本県の酪農家戸数は平成 25 年度（2013 年度）の約 5 割、生乳生産量は約 6 割まで減少している。この現状を踏まえ集乳路線の合理化が行われてきており、クーラーステーションについては、令和 5 年度（2023 年度）現在で 2 か所となっている。

今後も生乳生産等の動向を注視しつつ、乳業工場直送、県及びブロックを跨いだ集乳方法等も取り入れた集乳路線の見直しを図り、持続的な流通体制を構築することで、集送乳経費の高騰を極力抑制する。

2 乳業の合理化等

（1）乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理量2トン以上)		①1日当たり 生乳処理量	②1日当たり 生乳処理能力	稼働率 ①/②× 100	備考
				合計	kg	kg	%	
埼玉県	現在 (令和5年度・ 2023年度)	飲用牛乳を主に 製造する工場	5 工場	合計	253,475	343,909	73	
				1工場平均	50,695	68,782	73	
		乳製品を主に製 造する工場	3 工場	合計	38,652	41,300	93	
				1工場平均	12,884	13,767	93	
	目標 (令和12年度・ 2030年度)	飲用牛乳を主に 製造する工場	5 工場	合計	253,475	343,909	73	
				1工場平均	50,695	68,782	73	
		乳製品を主に製 造する工場	3 工場	合計	38,652	41,300	93	
				1工場平均	12,884	13,767	93	

(注) 1.「1日当たり生乳処理量」は、年間生乳処理量を365日で除した数値。

2.「1日当たり生乳処理能力」は、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計。

（2）具体的な取組

令和5年度（2023年度）では、県内の乳業工場は12工場あり、そのうち日量2トン以上処理する工場は8工場である。それらは、大手乳業グループ工場、中小乳業工場、酪農協関係工場、6次化取組事例からなり、再編は大手乳業グループ工場を中心にある程度、終了している。今後の再編及び合理化にあたっては、消費動向、生乳生産の推移及び乳業工場の立地条件に配慮しながら、関係者が課題を共有しながら計画的な再編を進めていく必要がある。

また、引き続き HACCP に沿った衛生管理の徹底を促し、学校給食用牛乳の安定的な供給、牛乳・乳製品の消費拡大等に取組み、現在の処理量を維持していく。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 食肉処理加工施設の現状（令和5年度・2023年度）

名称	設置者(開設者)	年間稼働日数	①と畜能力(頭) 1日当たり		②と畜実績(頭) 1日当たり		稼働率 ②/① %	③部分肉処理能力(頭) 1日当たり		④部分肉処理実績(頭) 1日当たり		稼働率 ④/③ %
			うち牛		うち牛			うち牛		うち牛		
さいたま市と畜場	さいたま市	243	2,000	1,000	386	186	19.1	0	0	0	0	—
川口食肉荷受株式会社	川口食肉荷受株式会社	220	1,270	520	104	104	8.1	0	0	0	0	—
和光ミートセンター	株式会社アグリ・ワン	248	830	480	373	188	44.9	80	80	68	68	85.0
越谷食肉センター	日本畜産興業株式会社	240	1,320	320	802	46	60.7	920	260	820	208	89.1
県北食肉センター	県北食肉センター協業組合	247	700	0	528	0	75.4	400	0	360	0	90.0
本庄食肉センター	協業組合本庄食肉センター	251	854	164	712	82	83.3	672	72	628	68	93.4
計	6か所	—	6,974	2,484	2,905	606	41.6	2,752	412	1,876	344	68.1

- (注) 1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。
2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載。「うち牛」についても同じ。

(2) 食肉処理加工施設の施設整備目標

川口食肉荷受株式会社、和光ミートセンター、越谷食肉センター、県北食肉センター及び本庄食肉センターの計5施設は老朽化が進んでいる施設があること、また、海外輸出を進めている施設もあることから、計画的に施設の補改修を行っていく必要がある。さらに付加価値の高い食肉の供給体制を構築するための施設整備を促進する。併せて、必要に応じて統合も検討する。

(3) 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（令和5年次・2023年次）				目標（令和12年次・2030年次）			
		①出荷頭数	出荷先		②/①	③出荷頭数	出荷先		④/③
			県内②	県外			県内④	県外	
埼玉県	肉専用種	5,077	頭 2,170	頭 2,907	% 42.7	頭 5,500	頭 2,200	頭 3,300	% 40.0
	乳用種	2,843	1,494	1,349	52.6	1,960	294	1,666	15.0
	交雑種	1,659	1,550	109	93.4	1,100	935	165	85.0

(4) 具体的取組

本県の食肉処理施設（と畜場）は、市、協業組合、株式会社により設置されているが、県内資源の減少等により稼働率が約41%となっている。各食肉処理施設は、輸出拡大に取り組むこと等により、県内資源の集荷はもとより、近県からの集荷拡大に努める必要がある。

一方、量販店のシェア拡大や外食産業の進展に伴い、実需者から食肉処理施設に対する部分肉処理や加工処理の需要も増加している。このため施設面では、と畜から部分肉処理、高度加工処理まで一貫して行い、付加価値の高い食肉を供給できる体制の整備を促進する。衛生面では既に取り組んでいるHACCPに基づく衛生管理の維持向上を図る。

県産食肉については、県民における畜産に対する理解の醸成を図ることが重要である。このため、学校関係者と連携した食育の普及や生産者及び消費者団体等と連携した県産食肉のPRにより消費拡大を図っていく。

さいたま市と畜場は、令和10年度を目途に廃止の方針が示されている。現在このと畜場に出荷している畜産農家の出荷先について、さいたま市と連携し、他と畜場や関係機関と丁寧に調整を行う必要がある。